

Baron さんの Q&A コーナー

Baron さんがご質問にお答えします

Q: Baron さんは、おともだちのにゃろみやぴんこは何をして遊んでいるの？

A: 質問ありがとう！

にゃろみやぴんこは、ぼくが配っている六法全書を広げて、おべんきょうごっこしているよ！ぼくが先生役で、にゃろみやぴんこは生徒役なんだ。ぴんこは集中して授業を聞いてくれるけど、にゃろみは六法全書をまくらにして寝ていることが多いかも…。ぼくたちは「どうぶつべんごしぐんだん」になる日を夢見ているんだ…！

おべんきょうごっこが終わったあとは、みんなでおかしパーティー！にゃろみはなかなか売っていないらしい伝説のまたたびを、ぴんこは手作りのキャロットケーキを持ってくることが多いかな。ぼくは発酵食品が好きだから、ママが作ってくれた甘酒を持って行ったら、とっても好評だったよ！その様子をインスタでもアップするね。



質問大募集中！▶▶
匿名だから、なんでも
気軽に質問してみてね



中小受託取引適正化法の全体像

〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-50福岡大名ガーデンシティ11F
TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560
<https://jwater-group.com/law/>

WEBサイトにて
最新情報をお届けしております



中小受託取引適正化法の全体像について解説いたします。主な改正ポイントは、2025年10月発行のVol.38に記載しています。事務所ホームページのバックナンバーにも掲載しておりますので、ご覧いただけますと幸いです。

▼ 適用基準に「従業員基準」の追加(適用事業者の拡大)

従来は「資本金」によって判断されていた適用基準に、新たに「従業員数」の基準が追加されました。これにより、資本金が小さくても従業員数が多い大規模な事業者が発注する場合などが新たに規制対象となる可能性があります。

改正を踏まえた具体的な適用基準(資本金または従業員数のいずれかを満たす場合に適用)

① 物品の製造・修理・特定運送委託(新設)等の場合

- 委託事業者(発注側) 資本金3億円超 : 受託事業者(受注側) 資本金3億円以下
- 委託事業者 資本金1千万円超3億円以下 : 受託事業者 資本金1千万円以下
- 委託事業者 従業員300人超 : 受託事業者 従業員300人以下**

② 情報成果物作成・役務提供委託の場合

- 委託事業者(発注側) 資本金5000万円超 : 受託事業者(受注側) 資本金5000万円以下
- 委託事業者 資本金1千万円超5000万円以下 : 受託事業者 1000万円以下
- 委託事業者 従業員100人超 : 受託事業者 従業員100人以下**

事務所からのご案内

① 第28回ミニ法務セミナーのご案内

テーマ:景品表示法2025年度処分事例

視聴期間 2026年4月20日(月)~24日(金)

※3月のセミナーはお休みです

※視聴期間を定めたYouTubeのリンクをお送りいたします。

お申込みはフォームからお願いいたします。

顧問先の皆さまには、共有フォルダに格納します。

今回は2025年度の景品表示法の処分事例について解説いたします。No.1表記が問題となったり、二重価格表記が問題となったり、各年度の処分事例を見ていくことで処分の傾向が見えてきます。BtoCのビジネスを展開されている企業の皆様には表示担当者の研修に是非ご活用ください。



<https://forms.gle/FUh597zm6P3Vm3fv5>

② コンプラ冊子(第2版)作成のお知らせ

コンプラ冊子の第2版が完成しました。改正下請法(取適法)やカスハラ、内部通報について追記を行ったほか、従前の内容についても記載を分かりやすくいたしました。

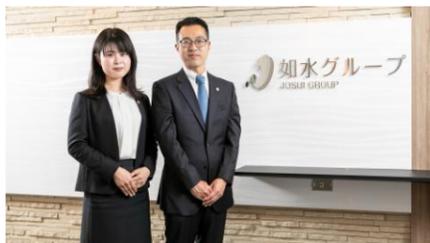
YouTubeによるワンポイント解説も追加しましたので必要な方は、

baron@josuilaw.com までご連絡ください。

弁護士法人如水法律事務所

パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

アソシエイト弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル



新しいホームページのリンクです
ぜひご覧ください



<https://josuilaw.com/>

(1) ●物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

●情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超			常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により
追加!

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超			常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により
追加!

※ 従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用されます。



▼ 「特定運送委託」の追加(物流分野への適用拡大)

従来、自社で運送業を営んでいない荷主(メーカーや商社など)が、運送会社に配送を依頼する行為は下請法の対象外となるケースがありましたが、今回新たに「特定運送委託」として規制対象に追加されました。これにより、荷主による「買ったとき」や「長時間の荷待ち」などの問題の是正が期待されています。

特定運送委託の4つの類型

- 販売に係る運送:** 物品の販売を行っている事業者が、その物品の運送(顧客への配送など)を他の事業者委託する場合
例)家具小売業者が、販売した家具を顧客に配送する業務を運送業者に委託する
- 製造に係る運送:** 物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の運送(納品など)を他の事業者委託する場合
例)精密機器メーカーが、製造した機器を顧客に引き渡す際の運送を委託する
- 修理に係る運送:** 物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の運送(引き取りや返却)を他の事業者委託する場合
例)自動車修理業者が、修理完了後の自動車を顧客に返却する際の運送を委託する
- 情報成果物に係る運送:** 情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その成果物が記載された物品等の運送を委託する場合
例)建築設計事業者が、作成した建築模型を建築業者に引き渡す運送を委託する

▼ 委託事業者の義務(発注側が守るべきルール)

委託事業者には、以下の4つの主要な義務が課されます。違反した場合は勧告や罰金の対象となります。

① 発注内容等の明示義務

発注にあたっては、直ちに給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法などを明示した書面を交付する必要があります。これまで書面の交付が原則でしたが、**改正により、あらかじめ中小受託事業者の承諾がなくても、電子メールやEDIなどの電磁的方法による提供が可能になりました。**ただし、受託者から書面を求められた場合は、遅滞なく書面を交付しなければなりません。もっとも、受託者の保護に支障がない場合には必ずしも書面を交付する必要はありません。
※ 補充の明示:発注時に内容が定まっていない正当な理由がある事項(未定事項)がある場合、その理由と決定予定日を記載し、決まり次第直ちに補充の明示を行う必要があります。

② 取引に関する書類等の作成・保存義務

取引記録(発注内容、受領日、支払日など)を作成し、2年間保存する義務があります。

③ 支払期日を定める義務

代金の支払期日は、**物品等を受領した日(役務提供の場合は役務の提供を受けた日)から起算して60日以内**のできる限り短い期間内で定めなければなりません。
今回の改正で、**手形払いや現金化が困難な支払手段(一部の電子記録債権など)は、支払期日までに現金化できることが求められるため、実質的に60日以内の現金払いが原則**となります。

④ 遅延利息を支払う義務

支払期日までに代金を支払わなかった場合、受領日から60日を経過した日から実際の支払日までの期間について、**年率14.6%の遅延利息を支払う義務**があります。
今回の改正により、「代金の額を減じた場合」の遅延利息に関する規定が整備されました。たとえ合意の上であっても、発注後に代金を減額した場合、その減額分については「減額を行った日」から遅延利息が発生する扱いとなります。

▼ 委託事業者の禁止行為(やってはいけない主な11項目)

- 受領拒否:理由なく納品を受け取らない
- 代金の支払遅延:発注後に代金を減らす
- 代金の減額:60日ルールを守らない
- 返品:受注者側に責任がないのに返品
- 買ったとき:著しく低い対価を一方的に定める
- 購入・利用強制:自社製品等の購入を迫る
- 報復措置:通報等を理由に取引停止する
- 有償支給原材料等の対価の早期決済:製造委託等代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせる
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更、やり直し
- **協議に応じない一方的な代金決定**



▼ 違反時の措置と執行体制の強化

法律の実効性を確保するため、執行体制も強化されています。

行政による調査と勧告

定期調査:公正取引委員会や中小企業庁は、毎年定期的な調査を行います。

勧告・公表:違反行為があった場合、現状回復(減額分の返還など)や再発防止などの措置をとるよう「勧告」が行われ、その旨が「公表」されます(社名等の公表)。

改正点:既に違反行為がなくなっている場合でも、再発防止措置等を勧告できる規定が整備されました。

事業所管省庁との連携

従来は公正取引委員会と中小企業庁が中心でしたが、今回の改正で「**事業所管省庁(各大臣)**」においても、本法に基づく指導及び助言ができるようになりました。これにより、物流業界なら国土交通省、建設関連なら国土交通省など、業界の実情に詳しい省庁が直接指導に乗り出すことが可能になります。

罰則

個人の罰金刑として、以下の違反には最高50万円の罰金が科せられます。

発注内容の明示義務違反/書類等の作成・保存義務違反/報告徴収に対する虚偽報告や拒否/立入検査の拒否・妨害等

▼ 企業が直ちに取り組むべき対応策

企業(特に発注側となる委託事業者)は以下の準備を進める必要があります。

① 新たな適用対象の洗い出し

従業員基準の導入や特定運送委託の追加により、これまで「下請法対象外」と認識していた取引先が、新たに「取適法」の対象となる可能性があります。

- ▶ 自社の従業員数を確認し、取引先の資本金・従業員数を確認するアンケート等を実施する
- ▶ 物流業務を委託している運送会社との取引が「特定運送委託」に該当するか確認する

② 契約書・発注書の見直し

- ▶ 用語の修正: 契約書内の「下請」等の用語を修正する必要があるか検討する(法的には必須ではありませんが、意識改革のため推奨されます)。
- ▶ 支払条件の変更: 支払サイトが「受領から60日以内」になっているか、手形払いになっていないかを確認し、必要であれば現金払い(振込)への変更準備を進める。

③ 価格協議の体制整備

- ▶ 中小受託事業者からの価格交渉には協議に応じる必要があるため、社内の協議フローを整備する
- ▶ 協議の記録(議事録、メール等)を確実に残す運用を徹底する
- ▶ 一方的な価格据え置きは法令違反となるリスクが高いことを認識する

④ 社内研修と意識改革

- ▶ 現場の購買担当者や発注担当者に対し「受領拒否」や「買ったとき」「不当な返品」などが違法であることを再教育する
- ▶ 「下請」ではなく「対等なビジネスパートナー」としての意識を醸成する

▼ まとめ

「中小受託取引適正化法」への改正は、単なる名称変更にとどまらず、適用範囲の大幅な拡大、価格決定プロセスの透明化、キャッシュレス・手形廃止の推進など、企業間取引のルールを抜本的に見直すものです。

特に、「従業員数基準の導入」と「物流(運送)取引の規制対象化」は、多くの企業にとって新たなコンプライアンス対応を迫るものとなります。また、「協議に応じない一方的な価格決定」の禁止は、昨今のコスト高騰下において、発注側に真摯な価格転嫁協議を義務付ける強力な規定となります。

企業は、自社の取引実態を総点検し、契約書の見直し、支払システムの改修、担当者の教育などの準備を計画的に進めることが求められます。違反した場合のリスク(社名公表、罰金、社会的信用の失墜)を回避し、持続可能なサプライチェーンを構築するためにも、本改正への理解と対応は急務です。